

出生届後の手続きをスムーズに行えるようサポートします！

出生届に関連して必要となる児童手当などの手続きが、出生届の窓口でできるようになりました。

ご利用を希望される方は、以下をお読みいただき、出生届の審査が終わりましたら、受付の職員にお申し出ください。

※ 手続きを各担当課で行いたい場合は、従来どおり各担当課で行っていただけます。

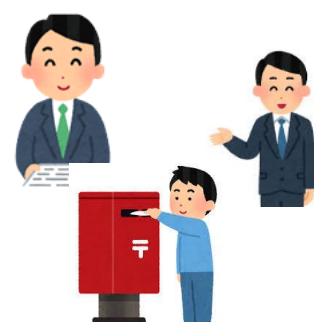
ご利用の流れ



タブレットで「広島市手続きガイド」の質問に答えて必要な手続きを確認します。



職員が必要な手続きを確認した後、住所などが記載された申請書を印刷し、お渡しします。



申請書は、そのまま窓口で提出いただくか、担当課への持参または郵送提出をご案内します。

「広島市手続きガイド」は、簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きや持参物がわかるWebサービスです。右の二次元コードから、スマートフォンでもアクセスできます。



ご利用いただける方

区内在住の子ども**の保護者**（父または母）

※ 次に該当する場合は、お手数料をおかけしますが、各担当窓口での手続きをご案内します。

- ・ ひとり親家庭または両親が離婚協議中の場合
- ・ 養育者が父母以外の場合
- ・ 子どもと別居の場合
- ・ DV支援を受けている場合

注意点

出生に関する全ての手続きの受付が出来るわけではありません。一部の手続きは、各担当窓口での手続きや、郵送での提出をご案内します。

後日の関係手続きのご相談や申請については、各担当課にて行っていただきますようお願いいたします。